

## 【ドイツ】第4次住民保護法（「緊急ブレーキ」等）、ワクチン接種者・回復者等への規制免除、入国規則、教育への免除等、季節労働者特例

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

\* 2021年4月から5月にかけて、感染拡大を抑えるための全国共通の「緊急ブレーキ」を規定する第4次住民保護法、ワクチン接種者・回復者等に対し制限を免除する規則、入国規則、教育分野等での「緊急ブレーキ」緩和、季節労働に関する特別規定等が定められた。

### 1 第4次住民保護法—感染症予防法改正による「緊急ブレーキ」の措置—

#### (1) 制定経緯と主な内容

2021年3月、連邦議会による「全国規模の流行状況」の決定が6月30日まで延長され<sup>1</sup>、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の再度の感染拡大に備え、外出禁止等の措置を迅速に行うための法的根拠を明確にする必要が生じた。このため、連立与党会派（CDU/CSU 及び SPD）によって同年4月13日に連邦議会に法案が提出され、修正されて同月21日に可決され、翌22日に連邦参議院を通過し、連邦大統領による認証を得て、第4次住民保護法<sup>2</sup>が同日公布された。同法は全4か条からなる条項法<sup>3</sup>で、第1条で感染症予防法改正、第2条で社会法典第3編（就労促進）改正、第3条で社会法典第5編（医療保険）改正、第4条で施行日（第1条は公布翌日の2021年4月23日、第2条と第3条は遡って同年1月5日）を規定する。

同法の主な目的は、連邦全域共通の感染症防護規制、いわゆる「緊急ブレーキ（Notbremse）」を導入すること（第1条）と、子の看護・世話のための休業補償である児童疾病手当に関する支給日数引上げ（第2条、第3条）である。また、連邦政府が、更に防護措置や免除措置に関する法規命令を発出する権限を認める規定も追加された（第1条）。

#### (2) 全国共通の緊急ブレーキ

感染症予防法に第28b条「特別な感染状況の際に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延を防ぐための全国共通の防護措置、命令授権」が新たに追加され<sup>4</sup>、過去7日間の人口10万人当たり新規感染者数（Sieben-Tage-Inzidenz、「7日間指数」）100超えが3日連続する郡及び独立都市<sup>5</sup>に対し、特段の手續なしで様々な規制「緊急ブレーキ」が適用されることとされた。州がより厳しい措置を既に定めている場合には、規制水準が引き下げられることはなく、7日間指数100以下で安定している地域には、州が独自に制限や緩和を定めることも可能である。

緊急ブレーキの主な内容は、次のとおりである。①私的な集まりは、屋内屋外とも、同じ世帯の者に加え、別世帯の者1名のみ参加可（14歳未満の子供は人数に含めない）。②午後10時

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

<sup>1</sup> 連邦議会による全国規模の流行状況の決定（感染症予防法第5条）により、連邦保健省又は連邦政府は、定められた基準に基づき法規命令等を発出し、措置を行う権限を付与される。泉眞樹子「【ドイツ】全国規模流行状況の継続、第3次コロナ税制支援法、社会保護パッケージIII、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, p.1. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11668874\\_po\\_02870201.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668874_po_02870201.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 全国規模の流行状況に際して住民を保護する第4次法 Viertes Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 22. April 2021 (BGBl. I S. 802)

<sup>3</sup> 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>4</sup> この規定は、連邦議会による全国規模の流行状況の決定に連動する。

<sup>5</sup> 郡（Kreis）は複数の市町村の上に置かれ、独立都市（kreisfreie Stadt）は規模が大きいため郡に属さない。

から午前5時まで、仕事や治療等を除き外出禁止（午後12時までのジョギングや散歩は可）。③生活に必要な店舗（食料品・薬局・銀行・書店・ガソリンスタンド等）は、公衆衛生規則等を遵守し、店内でのマスク着用義務により開店可能。④飲食店は、医療介護施設等の食堂を除き、テイクアウト・デリバリーのみ可（夜間は不可）。⑤娯楽・文化施設（劇場、コンサートホール、美術館、映画館等）は閉鎖、ただし動物園・植物園の屋外エリアへの入場は検査結果が陰性の者のみ例外的に可能。⑥観光目的の宿泊は不可。⑦スポーツは、1人、2人又は自分の家族のみは可能。14歳以下は屋外で5人まで非接触型スポーツ可能。プロスポーツは無観客開催可等。⑧余暇施設（テーマパーク、温泉施設、プール、ゲームセンター、カジノ、風俗店、ガイドツアー、ロープウェー、遊覧船、観光バス・観光鉄道等）は閉鎖。⑨教育機関は、3日連続で7日間指数100超えの場合には交代制授業、3日連続で7日間指数165超えの場合には学校・職業学校・大学・成人教育施設等での対面授業禁止（遠隔授業義務付け）と保育所閉鎖（緊急託児は可能）。州は、卒業前の最終学年と特別支援学級を除外することができる。⑩雇用主は、可能な限り在宅勤務を可能としなければならない。

### (3) 児童疾病手当の支給日数引上げ

子の看護やパンデミックによる学校・保育所閉鎖時の育児をする被用者に支給される児童疾病手当<sup>6</sup>が、さらに年に10日（ひとり親は20日）上乘せされ、2021年は子1人当たり30日（ひとり親は60日）となった<sup>7</sup>。原則として在宅勤務が可能な仕事であっても、支給対象となる。

## 2 ワクチン接種者・回復者・検査陰性者に対する防護措置免除規則

### (1) 感染症予防法に規定する連邦政府の法規命令発出権限

第4次住民保護法によって、連邦政府が連邦議会及び連邦参議院の同意を得て、COVID-19感染拡大に対する防護措置を追加し、又はワクチン接種を受けた者等に対する防護措置免除等の特別な規制を行う法規命令（規則）を発出する権限が認められた（感染症予防法第28c条<sup>8</sup>）。実際に規則が発出される直前には、更に第28c条改正が行われ<sup>9</sup>、州法に基づく措置に関して各州政府が同様に免除を行うことを連邦政府が認められるようになった。

### (2) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）防護措置免除規則

2021年5月8日に発出され、翌9日から施行されたCOVID-19防護措置免除規則<sup>10</sup>は、全4

<sup>6</sup> 児童疾病手当（Kinderkrankengeld）は、子の看病で働けない労働者に対する現金給付で、社会法典第5編（法定医療保険）第45条に規定し、通常は、子1人当たり暦年10労働日（ひとり親については同20労働日）である。2021年1月の20日（ひとり親は40日）への拡充については、次を参照。泉真樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策：倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、医師支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス解析」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, p.11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11659060\\_po\\_02870104.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659060_po_02870104.pdf?contentNo=1)>

<sup>7</sup> 社会法典第5編（医療保険）第45条「子の病気の際の疾病手当」が改正された。同様に社会法典第3編（就労促進）第421d条「失業手当に関する一時的な特別規定」が改正され、労働者の受給最高日数45日（ひとり親の場合90日）が65日（ひとり親の場合130日）に拡充された。

<sup>8</sup> 感染症予防法第28c条「ワクチン接種を受けた者、検査を受けた者及び同様の者に対する特別規制のための命令授権」

<sup>9</sup> 暴力からの執行官（Gerichtsvollzieher）の保護を改善し、他の強制執行法規を改正し、及び感染症予防法を改正する法律 Gesetz zur Verbesserung des Schutzes von Gerichtsvollziehern vor Gewalt sowie zur Änderung weiterer zwangs vollstreckungsrechtlicher Vorschriften und zur Änderung des Infektionsschutzgesetzes (ZVRuaÄndG k.a.Abk.) vom 7. Mai 2021 (BGBl. I S. 850). 2021年5月7日公布。一部を除き、2022年1月1日から施行。全7か条の条項法で、第6条（感染症予防法改正）は、防護措置免除規則の委員会審議を控え、急ぎ追加されたものである。

<sup>10</sup> COVID-19まん延防止のための防護措置の軽減及び免除を規制する規則 Verordnung zur Regelung von Erleichterungen und Ausnahmen von Schutzmaßnahmen zur Verhinderung der Verbreitung von COVID-19 (COVID-19-Schutzma

節 12 か条から成り、ワクチン接種を受けた者（ワクチン接種者）と COVID-19 から回復した者（回復者）に対し、陰性の検査結果を得た者（検査陰性者）と同様に、防護措置の免除を認める等を規定する。

同規則によって、ワクチン接種者と回復者は、①陰性の検査結果を要件とする外出（買物、美容院、動物園等）について、検査を免除され、②接触制限（私的集まりや運動）及び夜間の外出制限が適用されず、③リスク地域<sup>11</sup>からの帰国時や感染者との接触の際も、検疫隔離義務は適用されないこととなった。ただし、④口と鼻を覆うマスクの着用義務や距離要件は、公衆衛生を守る観点から免除されない。

連邦司法相は、これらの防護措置免除に関し、法治国家原則から、基本権を制限する正当な理由がなくなれば、基本権は回復されなければならない、感染リスクが減ったワクチン接種者と回復者に対する基本権制限の解除を目的とした措置であると説明している<sup>12</sup>。

### 3 新たなコロナウイルス入国規則

2021年5月12日に、従来<sup>13</sup>のコロナウイルス入国規則<sup>13</sup>、コロナウイルス防護規則<sup>14</sup>、モデル検疫規則<sup>15</sup>を1つにまとめ、連邦全域で統一的な登録義務、隔離義務、検査義務等を定める新たなコロナウイルス入国規則<sup>16</sup>（全5節14か条及び附則）が発出され、翌13日に施行された。

同規則は、リスク地域・高発生率リスク地域<sup>17</sup>・変異株流行地域<sup>18</sup>からの入国に際して、①入国時の登録届出義務、②ウイルス検査義務、③検疫隔離義務（例えば、リスク地域からの入国の場合10日間、変異株流行地域なら14日間の自宅等待機）<sup>19</sup>、④変異株流行地域からの輸送禁止を規定する。また、⑤ワクチン接種者・回復者・検査陰性者への規制免除については、ワクチン接種証明書又は回復証明書の所持者は、上述の変異株流行地域からの入国時を除き、入

bnahmen-Ausnahmenverordnung - SchAusnahmV) vom 8. Mai 2021 (BAnz AT 08.05.2021 V1) <<https://www.gesetze-im-internet.de/schausnahm/BJNR612800021.html>> 2021年5月4日に連邦司法消費者保護大臣及び連邦保健大臣から提出され、連邦政府が決定し、連邦議会及び連邦参議院の承認を得て発出された。

<sup>11</sup> リスク地域 (Risikogebiet) とは、連邦保健省が外務省及び連邦内務建設国土省と合意の上で、脅威となる特定の感染症の感染リスクが高いと決定したドイツ国外の地域 (感染症予防法第2条)。

<sup>12</sup> „Verordnung zur Regelung von Erleichterungen von Schutzmaßnahmen zur Verhinderung der Verbreitung von COVID-19.“ 4. Mai 2021. BMJV website <[https://www.bmjv.de/SharedDocs/Artikel/DE/2021/0504\\_Corona-Impfung\\_Verordnung.html](https://www.bmjv.de/SharedDocs/Artikel/DE/2021/0504_Corona-Impfung_Verordnung.html)>

<sup>13</sup> コロナウイルス入国規則 Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf das Coronavirus SARS-CoV-2 nach Feststellung einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite durch den Deutschen Bundestag (Coronavirus-Einreiseverordnung) vom 13. Januar 2021 (BAnz AT 13.01.2021 V1); 泉 前掲注(1), pp.12-13.

<sup>14</sup> コロナウイルス防護規則 Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf neuartige Mutationen des Coronavirus SARS-CoV-2 nach Feststellung einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite durch den Deutschen Bundestag (Coronavirus-Schutzverordnung) vom 29. Januar 2021 (BAnz AT 29.01.2021 V1)

<sup>15</sup> モデル検疫規則 Musterquarantaenverordnung (Muster-Verordnung zu Quarantänemaßnahmen für Ein- und Rückreisende zur Bekämpfung des Coronavirus) <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/975232/1798906/0a2294f4c1310622597ea8a24dad8521/2020-10-14-musterquarantaenverordnung-data.pdf?download=1>> 連邦政府と州政府の合意に基づく。

<sup>16</sup> コロナウイルス入国規則 Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf das Coronavirus SARS-CoV-2 nach Feststellung einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite durch den Deutschen Bundestag (Coronavirus-Einreiseverordnung) vom 12. Mai 2021 (BAnz AT 12.05.2021 V1). 附則は紙の登録書式、第14条でコロナウイルス入国規則 (前掲注(13)) を廃止する。

<sup>17</sup> 高発生率リスク地域 (Hochinzidenzgebiet) とは、新型コロナウイルス感染症の発生率がより高いリスク地域。

<sup>18</sup> リスク地域・高発生率リスク地域・変異株流行地域は、ロベルト・コッホ研究所 (Robert Koch Institute: RKI) が公表する。„Informationen zur Ausweisung internationaler Risikogebiete durch das Auswärtige Amt, BMG und BMI.“ RKI website <[https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges\\_Coronavirus/Risikogebiete\\_neu.html](https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Risikogebiete_neu.html)>

<sup>19</sup> 検疫隔離義務は、従来、モデル検疫規則に基づく各州の規定によって実施されていたが、全国規模流行状況継続法 (BGBl. I 2021 S. 370) により、感染症予防法第36条第8項第1文第1号がドイツへ入国する者への検疫隔離義務を規定する権限を連邦政府に付与し、連邦で統一的な措置が定められたものである。

国時の登録届出義務、検査義務、検疫隔離義務を免除すると規定する。

#### 4 第2次感染症予防法等改正法—「緊急ブレーキ」の修正等—

2021年5月には、予防接種の進展にもかかわらず、変異株<sup>20</sup>の流行により医療制度への負担が増したため、7日間指数が高い場合に効果的な措置を広範に講じることのできる法的根拠を構築する必要が生じた。このため、緊急ブレーキの内容を一部修正し、接種関連規定等を整備する第2次感染症予防法等改正法<sup>21</sup>が2021年5月31日に公布され、一部を除き、翌6月1日に施行された。同法は、全9か条の条項法で、感染症予防法改正（第1条）、社会法典第5編（医療保険）改正（第2a条）、基本権の制限（第3d条）、施行（第4条）等を規定する。

主な内容は、次のとおりである。①**教育機関の規制に関する一定の例外規定等**<sup>22</sup>：3日連続7日間指数100超えの場合に交代制授業を行うこととされるが、大学、職業教育訓練校その他職業訓練施設における実地訓練は、感染検査を行いつつ実施することが許される。これは、警察、司法、救急医療、消防、災害防護、重要インフラ等の分野の教育訓練及びパイロット等の法定訓練にも適用される。州は、7日間指数165超えの場合でも、実地訓練を可能とすることができる。②**児童（6歳から16歳まで）のマスク着用義務緩和**：FFP2（防じんマスクDS2に相当）等の医療用マスクでなく、口と鼻を覆うサージカルマスクで良い。③**予防接種証明書記入**：医師だけでなく、薬剤師にも認める。デジタル証明の入力も同様である。④**予防接種証明不正への罰則**：不正発行には2年以下の自由刑又は罰金、偽造証明書の使用には1年以下の自由刑又は罰金を科す。⑤**空路での入国前の検査**：搭乗中及び入国後の検査待機中の感染を防ぐため、搭乗前検査を義務付ける。⑥**予防接種被害補償**：コロナワクチン接種による被害に、予防接種被害補償制度が適用されることが明確に規定される。⑦**健康基金の強化**：健康基金<sup>23</sup>のコロナ禍による費用負担増を賄うため、政府予算から追加拠出を行う。

#### 5 農業分野における季節労働者不足への対応—社会法典第4編（社会保障一般規定）改正—

コロナパンデミックによって、特に農業分野（例えば、アスパラガスやイチゴの収穫）の季節労働者が不足したため、有期雇用に関連する雇用期間の上限規制が一時的に引き上げられた<sup>24</sup>。通常、暦年で3か月又は70労働日以内に制限されている僅少労働（ミニジョブ）<sup>25</sup>が、2021年3月1日から同年10月31日までの期間限定で、4か月又は102労働日以内まで延長される（同年6月1日施行）<sup>26</sup>。ただし、施行日より前に開始され、その時点で僅少労働に該当しなかった雇用契約には適用されない。あわせて、僅少労働の雇用期間中の医療保険の加入状況に関して、雇用主に届出義務を課す恒久的な改正も行われた（2022年1月1日施行）<sup>27</sup>。

<sup>20</sup> イギリス型（B.1.1.7）。「アルファ」に名称変更。

<sup>21</sup> Zweites Gesetz zur Änderung des Infektionsschutzgesetzes und weiterer Gesetze vom 28. Mai 2021 (BGBl. I S. 1174)

<sup>22</sup> 感染症予防法第28b条第3項の改正。

<sup>23</sup> 健康基金（Gesundheitsfonds）は、被用者、他の社会保障機関及び疾病金庫（法定医療保険）被保険者からの拠出金並びに連邦政府の補助金によって形成され、各疾病金庫は被保険者への給付に必要な資金を健康基金から受ける。

<sup>24</sup> コロナ関連規定で、審議中の第4次海洋漁業法改正法 Viertes Gesetz zur Änderung des Seefischereigesetzes vom 26. Mai 2021 (BGBl. I S. 1170) に、急ぎ追加した。同法（全5か条）は、遠洋漁業法（BGBl. I 1998 S. 1791）等を改正し、漁業監督やデータ保護の強化等を定める（2021年5月31日公布、一部を除き、翌6月1日に施行）。

<sup>25</sup> 僅少労働（geringfügige Beschäftigung）はミニジョブと呼ばれ、所得税と社会保険料の被用者負担分が免除される。

<sup>26</sup> 社会法典第4編（社会保障一般規定）第132条「僅少雇用と僅少自営業」の新設（2021年10月31日までで廃止）。

<sup>27</sup> 社会法典第4編（社会保障一般規定）第28a条「登録届出義務」に第9a項を追加。雇用期間中の医療保険の加入状況が届出項目に追加され、連邦政府が行う2026年末までの評価には、これも含めて行う旨が規定された。